

宇野中学校・玉中学校・日比中学校 再編準備委員会 第6回PTA部会 会議録（要点筆記）

- 日 時 令和8年1月29日（木） 19:30 ～ 20:30
- 場 所 宇野中学校 3年B組教室
- 出席者 ○委員
中島正人部会長 森谷真哉副部会長 堀宏美副部会長
木津直美委員 大崎千絵委員 森順子委員 森裕司委員
安東和伸委員 小玉壽代委員 須藤由美江委員 入口大志委員
(欠席：なし)
- 事務局
学校再編推進課主査 小崎隆
- 傍聴者 一般 0人 市議会議員 0人 報道関係者 0人

1 開会

2 協議（要綱第8条に基づき、中島部会長が議長となる。）

部会長： 事務局から協議（1）新PTA会則について説明をお願いする。

事務局： 前回、協議した内容を資料1にまとめている。修正したところは青文字で修正している。修正内容に間違いが無いかご確認をお願いしたい。

はじめに「会員」の項目については、会計や任意加入など複雑に絡み合うため、本日以降に協議することとし、次の「役員」について4つの条文を修正している。修正箇所が正しいかどうかを確認していただきたい。

その他、表の点線以下の項目については、「集会」の項目と同じ内容となるため、本日、内容について協議をお願いする。

部会長： それでは、前回、協議した項目「役員」について、修正漏れや、その他の修正点はないか。

事務局： 文面に「事務」と記述していますが、「業務」と表現するのが正しいか。検討いただきたい。

委 員： 他に、「会計の事務を行う」は「会計を行う」で良いのではないか。同じく、「会計監査の事務を行う」は「会計監査を行う」が良いと思う。

委 員： 連合PTAとして、事務はしてないので、業務の方が正しいと思う。

部会長： それでは、今、意見のありましたとおり、「会計を行う」、「会計監査を行う」「連合PTAの業務を行う」と修正して良いか。

(一同異議無し)

では、そのように修正する。(別紙参照)

委 員： この項目の表記の順番だが、学校の関連を前に持ってきて、連合PTAを最後に表記してはどうか。

部会長： それでは、表記の順番もそのように修正することとする。

他に何かあるか。

- 委員： 会計監査が、役員の中に含まれているが、第3者を設定することが良いのでは無いか。
- 委員： 会計監査を負担に思う方もいて、引き受けていただけないことも過去にあった。
- 事務局： 一般的には、執行部以外の PTA 会員の方に監査委員をお願いする形であると思う。会則には、会計監査委員について、別の「章」を追加して会計監査委員を選任することで設置できる。
- 委員： 会計監査委員を選任する時に、誰を選任するのか学校でお声がけをすることになるがどうか。
- 委員： 現在は、Google フォームを活用して、していただける方を募っている。
- 部会長： では、先ほどの役員の任務の中から、会計監査委員のところを削除して、新たに会計監査委員の項目を追加することとしてはと思うがどうか。
- 委員： 部会長が言われるとおりでいいと思う。どの項目の後に記述するのか。
- 部会長： この後「会計」の項目について協議をするので、その後でもいいと思う。では、会計監査委員については、このとおりとして良いか。
(一同異議なし) (別紙参照)
次に、項目の「集会」について、協議を進める。これについて何か意見はあるか。
- 委員： 「紙面開催」とあるところは、「書面開催」に修正することで、紙媒体や電子媒体を含めた取り扱いができる。
- 部会長： この修正は、以前にも話が合ったので修正することとする。
- 事務局： 確認だが、玉中学校の会則にある「集会」をベースに修正をかけることで良いか。
- 部会長： 玉中学校をベースに変えることで良いか。
(特に意見無し)
では、これをベースに変えていくこととする。
他に何かあるか。
- 委員： 総会の成立、議決の賛成数については、実際問題 3 分の 2 以上は厳しい。せめて過半数とすることにしたい。書面開催の回答も加味した形で集計しなければならない。
- 部会長： やはり、3 分の 2 以上という数を基準にするのは難しいと思う。先生方の多忙な業務の中で、できるだけ新しい学校では、子どもを育てるために先生方の余裕、保護者の余裕も無いとだめだと思う。
- 委員： やはり過半数の賛成を基準にするのがいいと思う。
- 委員： まずは、「3 分の 2」のところは「過半数」にし、議決の部分の文面にある「書面開催の場合は、・・・」を削除すればいいのではないか。
- 部会長： まとめると、総会の出席については「過半数」として、出席者は書面開催の場合も考え、「出席者」を「出席者もしくは回答」に修正。議決については、

総会と同じく「出席者」を「出席者もしくは回答」に修正し、「書面開催の場合、・・・」の部分は削除することとする。

また、総会および議決の出席者は、それぞれ委任状を含むものとする。

併せて、「実行委員会」と表記されているが、新しい学校では、実行委員会は無いと思われるので、「役員会」と修正することとする。

この修正で良いか。

(一同異議なし)

それでは、このように修正する。(別紙参照)

本日は以上で終了する。

3 閉会

別 紙

(協議 1 : 前回の修正)

第〇章 役員

(略)

第〇条 役員のうち、以下の任務を行う

- 1 学校との連絡を中心となって行う
- 2 会計を行う
- 3 玉野市 PTA 連合会の業務を行う

第〇章 会計監査委員 (章を追加)

第〇条 この会の経理を監査するために、2名(保護者1名・教職員1名)の会計監査委員をおく。

第〇条 会計監査は、役員会が選出し、総会において承認を受ける。

第〇条 会計監査は、その他の役員、委員を兼任することはできない。

第〇条 会計監査は、会計を監査し、総会において監査報告をする。

第〇条 会計監査は、必要に応じ、随時会計監査を行うことができる。

第〇条 会計監査の任期は1年とし、再任は妨げない。

※章、条の番号は、最終的に付番する。

(協議 2 : 今回の協議結果)

第〇章 集会

第〇条 総会は定期総会、臨時総会とし、定期総会は毎年初めに1回、臨時総会は必要に応じて随時これを開く、もしくは書面開催とし、次の事項を行う。

- 1 規約の変更に関する事項。
- 2 予算の審議と決算の承認に関する事項。
- 3 事業の計画とその報告に関する事項。
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項。

また総会は、会員の過半数の出席もしくは回答をもって成立する。(委任状を含む)

議決は、出席もしくは回答の過半数の賛成による。(委任状を含む)

第〇条 役員会は必要に応じて適時開催する。

第〇条 校長はすべての集会に出席して意見を述べることができる。

※章、条の番号は、最終的に付番する。